

長野市営青垣公園市民プール管理運営要領

1 開設期間

(1) 開場期間

7月1日から9月15日までの市長が定める日

(ただし、必要があるときは長野市の承認を得て指定管理者が変更することができる。)

(2) 開場時間

原則、午前9時(長野市が定める日にあつては午前10時)から午後5時まで

(ただし、必要があるときは長野市の承認を得て指定管理者が変更することができる。)

(3) 無料開放日

開場日、閉場日及び毎月第3日曜日は無料開放とする。

また、土曜日における小・中学生の利用料は、無料とする。

(4) 退水時間

閉場時間とは、プール利用者が管理棟外に退場する時間であり、15分前には場内放送によりプール内より退水させ、着替え始めさせなくてはならない。

(5) 開設期間中の休場

開設期間中は、原則として休場はしない。

ただし、水温が著しく低い場合又は台風・暴風等により利用者の安全が確保されないと判断される場合においては、長野市と協議の上、一時休場又は閉場を決定するものとする。

2 勤務体制

(1) 監視員配置

事務室受付事務、監視業務に無人となることのないように、配置すること。

(2) 勤務人数

開設期間中の勤務者数については、運営に支障がないように定めること。

3 利 用 料

区分	小・中学生	一般
1回券	150 円	450 円
回数券(6回券)	750 円	2,250 円

4 プール利用上の規制事項

(1) 入場に関する規制

ア 小学4年生以下は、高校生以上の保護者同伴でなければ利用できない。(小学2年生以下は、保護者1人につき子ども2人まで)

イ 午後5時以降中学生以下は、父母またはこれに代る者が付添わなければ利用できない。

ウ 酒気を帯びた人、伝染性疾患の人等他の利用者に迷惑のかかる恐れのある者は、入場してはならない。

エ 普段オムツをしている人の遊泳は、衛生上問題があるため入水はできないが場内へ入場は制限しない。

オ プールを使用しなくともプールサイドへ入る場合は、利用料を徴収するものとする。

- カ 入場者多数の場合は、入場を制限する。
- キ 1回券は当日のみ有効とする。
- (2) プール入水前の規制
 - ア 小学4年生以下の者がプールを利用する場合は、原則として保護者が水着と一緒にプールに入場しなければならない。
 - イ 小学2年生以下の者がプールを利用する場合は、保護者は水着でプールに入場し、手の届く範囲で見守らなくてはならない。
 - ウ 大型遊具類及びビーチボール以外のボール、ベビーカー、サマーベット、ペット、サンオイル、アルコール類、石鹸、シャンプー等他人の迷惑になるものや、水質管理の妨げになるものは、原則として持ち込んではいけない。(車椅子を除く。)
 - エ 事故防止のための事前準備体操および、プール水を汚さないよう事前のシャワー浴びを奨励すること。
 - オ 一般的な水着以外のもので泳ぐことはできない。プールを汚す原因となりそうな、Tシャツ等を着用したままでの入水等は原則として禁止する。
 - カ 食後のとき、空腹のとき、睡眠不足、疲れているとき又は体の調子の悪いときは入水させないようにする。
- (3) 遊泳中の規制
 - ア プールサイドを走ること及び悪ふざけ
 - イ 飛込み
 - ウ 混雑時のボール遊び
 - エ 潜水
- (4) その他
 - ア 長髪の利用者には、ゴム等で髪を束ねてもらうように指示する。また、帽子の着用を奨励する。
 - イ 水中メガネについては競泳用ゴーグルのみ使用可能とする。
 - ウ 競泳練習用具(パドル・足ヒレ等)の使用は原則禁止とする。
 - エ 飛込み台の使用は原則禁止とする。
 - オ プール施設内での写真、ビデオの撮影は、報道関係者を除き原則禁止とする。
 - カ 忘れ物の保管期限は、貴重品(時計、財布等)は速やかに警察に届け出ることとし、その他のもの(ビーチボール、タオル等)は1年間プールで保管し適宜処分することとする。
 - キ 更衣室ロッカーの鍵を紛失した場合は、修繕料実費相当額を徴収する。
 - ク 利用者の健康管理のため、途中で休憩時間をとるものとする。休憩時間については、指定管理者が定めるものとする。
 - ケ 入れ墨及びタトゥーのある利用者については、Tシャツ等の着用により露出をさせないようにお願いする。入場時に判明した場合には規制のある旨を通知し、希望があった場合には入場料を返却し退場してもらう。
- (5) 利用料の割引について

指定管理者は、利用者により長野市営運動場利用割引・無料申込書が提出された場合、長野市の承認を経た上で、指定管理者が管理する長野市営運動場条例第8条第7項及び同条例施行規則第7条によるほか、長野市の定める長野市営体育施設使用料の減免に関する内規により利用料金を割引引き、又は無料とすることができる。

なお、申込書は、原則として使用日の1月前までに提出するものとする。

また、利用料金については、以下のものが利用する場合、全額免除するものとする。

- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4号の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者並びに必要と認められる引率者及び介護人
- イ 療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）の規定に基づき療育手帳の交付を受けている者並びに必要と認められる引率者及び介護人
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳又は同法第32条の規定による通院医療費の公費負担に係る患者票の交付を受けている者並びに必要と認められている引率者及び介護者
- エ 児童福祉施設（保育所・児童厚生施設を除く）、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設の児童及び入所者並びに必要と認められる引率者及び介護人
- オ 市内の小・中学校が学校教育活動の一環として利用する場合
- カ 取材活動のため入場する報道関係者
- キ 職務遂行のため入場する職員
- ク 視察については、日時の設定条件付きで短時間（概ね1時間以内）とする。
- ケ 上記アからエに定める必要と認められる引率者及び介護人は、概ね1名までとする。
- コ 上記アからエについては、受付時に手帳等の提示を求める。

5 各施設の管理要領

（1） スライダープール

- ア 原則として、身長120cm以下は利用できない。
- イ 二人以上での滑走はできない。
- ウ 高血圧者、妊婦の利用禁止。
- エ 階段途中及び上部での悪ふざけには厳に注意すること。
- オ 時計、眼鏡、貴金属、ビーチボール、浮輪等を身につけてすべることを禁止。
- カ 利用時間中は常に水を流して、すべり出し口及び着水点に監視員を配置する。
- キ 必ず前の者が着水した事を確認してから、次の者をすべり出させる。この際、途中で止まらず、正しい姿勢で最後まですべることを指導する。
- ク 着水したら、すぐ退水させること。

（2） 25m変形プール

- ア 飛込みを全面禁止とする。
- イ 原則として、小学4年生以下は、浮き具があっても、保護者同伴でないとプールで遊泳できないものとする。

（3） 親水エリア（親水遊具、ジャブジャブ池）

- ア 小学3年生以上は、すべり台、親水遊具の利用を禁止。
- イ 小学2年生以下のすべり台、親水遊具の利用は、同伴保護者の管理のもとで利用させることとする。
- ウ 親水遊具等からの落下には、十分注意する。

（4） 幼児プール

- ア 水深が浅くともケガや、溺れる危険があるため、監視を怠らないこと。

6 管理運営業務

(1) 受付業務

入場者の整理、券売機の操作、使用券の受取り、鍵の授受、回数券の販売、入場規制及び呼び出し等受付に関すること。

(2) 管理業務

施設の維持管理（清掃業務を含む）及びプール水質管理（ろ過機の操作、プール薬品管理、水質検査）等に関すること。

(3) 監視業務

事故防止、救助及び応急処置に関すること。

(4) 報告業務

管理日誌、水質管理日誌等への記載及び報告に関すること。

7 監視業務について

監視員は、遊泳者の安全を図る責任と自負を持って次の事項を守り、その任務遂行に努めること。

ア 監視員は、一般利用者と区別するためのユニフォームを着用し、常に笛を携行すること。

イ 違反者に対しては、単に笛を吹き指摘するだけでなく、近くに呼び寄せ、違反事項を明示すること。

ウ 溺者発見の合図（笛を長く吹き、方向を指示）があったときは、直ちに救助にあたること。

エ 利用者が入場開始の際は、シャワー場の入口に立ち、利用者が十分にシャワーを浴びるよう指示すること。

オ 常に監視に当たるが、特に場内の風紀取締りも行ふこと。

カ ケガ人があったときは、救護室に案内し、応急手当をし、重傷のときは救急車を呼ぶこと。
なお、ケガの軽重にかかわらず管理日誌に記載すること。

キ 監視中は、監視台以外の場所で腰を下ろしたり利用者及び監視員同士との不要な私語を慎むこと。携帯電話等についても、緊急連絡以外は慎むこと。

8 その他

- ・施設内での事故については、応急の処置はするが、その後の責任は負わないものとする。
- ・施設内での盗難及び駐車場内での事故については、一切責任は負わないものとする。
- ・管理及び監視業務をそれぞれ分担で行うが、それ以外の業務が発生した場合については、責任者等の指示に従い業務を遂行すること。